



福島医発第965号(地)

平成22年 7月31日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの再接種について(最新)

新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの再接種につきましては、平成22年7月22日付け福島医発第889号(地)にてご連絡の後、平成22年7月23日付け福島医発第903号(地)にて、日本医師会からの依頼により、平成22年7月28日(水)に開催される「全国新型インフルエンザ対策担当課長会議」の内容を踏まえ、あらためてご連絡する旨通知しておりましたが、本会議において、現在の接種事業は平成22年9月30日(木)までの実施であることが示されましたので、福島医発第889号(地)通知の内容を別添のとおり修正いたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、ワクチンの在庫のある医療機関に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 訂正箇所

※この体制は、平成22年7月22日時点での体制です。



※上記は、平成22年9月30日までの取扱いです。

2. 追加記載

なお、対象者は全県民(生後6カ月以上)となりますが、前回の流行状況から判断すると、下記のグループが優先されるべきと思われます。

1. 13歳未満で新型インフルエンザ未罹患の小児(2回接種)
2. 喘息、慢性呼吸器疾患(COPD等)、糖尿病、慢性透析、重度の肥満等の基礎疾患を有する者
3. 妊婦(特に妊娠Ⅱ・Ⅲ期)

また、新型インフルエンザワクチン(国産)を接種済みの方は、接種後約半年以上過ぎていれば再接種を勧めます。

福県医発第889号(地)

平成22年 7月22日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの再接種について

新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種につきましては、国が実施主体となり、厚生労働省と本会の契約により、貴会並びに会員医療機関のご協力を得て、昨年10月より開始いたしました。

現在、予防接種法における新臨時接種等が検討されており、それを受けて今シーズンの新型インフルエンザワクチン接種事業の方針が決定されますが、それまでの間は、国の事業として継続して実施されます。

ワクチンの接種は、インフルエンザに対する感染防止対策の要ですが、先般、大阪市立大学の研究により、ワクチン接種後4カ月で、その有効率は半分に低下するとの発表があり、昨年接種を受けられたほとんどの方が、すでにワクチンの効果が無くなっていることとなります。

また、新型インフルエンザ(A/H1N1)は、昨年は夏季においても流行するというインフルエンザとしては特異な性質を持ち、今年もすでに集団感染が報告されております。特に5月に報告された鹿児島県沖永良部島の事例は、昨シーズンにワクチンの接種を受けていた児童におけるも集団感染でした。

そこで、現時点における新型インフルエンザに対する感染予防対策の一環として、新型インフルエンザワクチンの再接種の実施について福岡県と検討を重ね、医療機関における在庫ワクチンを有効活用し、今シーズンの新型インフルエンザワクチン接種事業の方針が決定するまでの取扱いとして、下記のとおり対策を推進することといたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、ワクチンの在庫のある医療機関において再接種にご協力いただきますよう、ご周知並びにご高配方よろしくお願い申し上げます。

また、県民の方に対しワクチン再接種の重要性をお伝えするためのツールとして、医療機関掲

示用「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン（再）接種のすすめ」を作成いたしました。
 本会ホームページ（<https://www.fukuoka.med.or.jp/>）の新着情報よりダウンロードいただく
 ことができますので、ご活用下さいますよう併せて周知方お願い申し上げます。

記

【新型インフルエンザワクチンの（再）接種について】

接種料金	初めて接種の場合	再接種の場合	
		初めて接種された医療機関 と <u>同一の医療機関</u> の場合	初めて接種された医療機関 と <u>異なる医療機関</u> の場合
1 回目	3,600 円	2,550 円	3,600 円
2 回目 13 歳未満の者等	1 回目と <u>同一の医療機関</u> の場合		2,550 円
	1 回目と <u>異なる医療機関</u> の場合		3,600 円
備 考	初めて接種された際に発行された「予防接種済証」を お持ちの場合は、ご提示をお願いいたします。		

上記は、平成22年9月30日までの取扱いです。変更があった場合には、あらためてお知らせいたします。

市町村民税非課税世帯の方に対する助成については、居住地の市町村にお問
合わせ下さい。

なお、対象者は全県民（生後 6 カ月以上）となりますが、前回の流行状況から
判断すると、下記のグループが優先されるべきと思われます。

- 1．13 歳未満で新型インフルエンザ未罹患の小児（2 回接種）
- 2．喘息、慢性呼吸器疾患（COPD 等） 糖尿病、慢性透析、重度の肥満等の基
礎疾患を有する者
- 3．妊婦（特に妊娠 ・ 期）

また、新型インフルエンザワクチン（国産）を接種済みの方は、接種後約半年
以上過ぎていれば再接種を勧めます。

早期の新型インフルエンザワクチン の(再)接種をおすすめいたします。

昨年、新型インフルエンザ(A/H1N1)が、夏の暑い時期から流行し、福岡県においても多くの感染者を出しました。

感染を防ぐ手段として、ワクチンの接種は極めて有効です。

しかし、**ワクチンの有効率は、接種後わずか4ヶ月で半分に低下します。**

つまり、昨年接種を受けられた**ほとんどの方は、すでにワクチンの効果が無くなっている**可能性があります。

今年になり、昨年ワクチンを接種していた子どもたちの間でも、**集団感染が発生しています。**



接種料金	初めて接種の場合	再接種の場合	
		初めて接種された医療機関と <u>同一の医療機関</u> の場合	初めて接種された医療機関と <u>異なる医療機関</u> の場合
1回目	3,600 円	2,550 円	3,600 円
2回目 13歳未満の者等	1回目と <u>同一の医療機関</u> の場合		2,550 円
	1回目と <u>異なる医療機関</u> の場合		3,600 円
備 考	初めて接種された際に発行された「予防接種済証」をお持ちの場合は、ご提示をお願いいたします。		

上記は、平成22年9月30日までの取扱いです。変更があった場合には、あらためてお知らせいたします。

市町村民税非課税世帯の方に対する助成については、居住地の市町村にお問合わせ下さい。

医療機関名 _____

福岡県医師会

修正箇所表示版

福岡県医師会第889号(地)

平成22年 7月22日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの再接種について

新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種につきましては、国が実施主体となり、厚生労働省と本会の契約により、貴会並びに会員医療機関のご協力を得て、昨年10月より開始いたしました。

現在、予防接種法における新臨時接種等が検討されており、それを受けて今シーズンの新型インフルエンザワクチン接種事業の方針が決定されますが、それまでの間は、国の事業として継続して実施されます。

ワクチンの接種は、インフルエンザに対する感染防止対策の要ですが、先般、大阪市立大学の研究により、ワクチン接種後4カ月で、その有効率は半分に低下するとの発表があり、昨年接種を受けられたほとんどの方が、すでにワクチンの効果が無くなっていることとなります。

また、新型インフルエンザ(A/H1N1)は、昨年は夏季においても流行するというインフルエンザとしては特異な性質を持ち、今年もすでに集団感染が報告されております。特に5月に報告された鹿児島県沖永良部島の事例は、昨シーズンにワクチンの接種を受けていた児童におけるも集団感染でした。

そこで、現時点における新型インフルエンザに対する感染予防対策の一環として、新型インフルエンザワクチンの再接種の実施について福岡県と検討を重ね、医療機関における在庫ワクチンを有効活用し、今シーズンの新型インフルエンザワクチン接種事業の方針が決定するまでの取扱いとして、下記のとおり対策を推進することといたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、ワクチンの在庫のある医療機関において再接種にご協力いただきますよう、ご周知並びにご高配方よろしくお願い申し上げます。

また、県民の方に対しワクチン再接種の重要性をお伝えするためのツールとして、医療機関掲

示用「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン（再）接種のすすめ」を作成いたしました。
 本会ホームページ（<https://www.fukuoka.med.or.jp/>）の新着情報よりダウンロードいただく
 ことができますので、ご活用下さいますよう併せて周知方お願い申し上げます。

記

【新型インフルエンザワクチンの（再）接種について】

接種料金	初めて接種の場合	再接種の場合	
		初めて接種された医療機関 と <u>同一の医療機関</u> の場合	初めて接種された医療機関 と <u>異なる医療機関</u> の場合
1 回目	3,600 円	2,550 円	3,600 円
2 回目 13 歳未満の者等	1 回目と <u>同一の医療機関</u> の場合		2,550 円
	1 回目と <u>異なる医療機関</u> の場合		3,600 円
備 考	初めて接種された際に発行された「予防接種済証」を お持ちの場合は、ご提示をお願いいたします。		

上記は、平成22年9月30日までの取扱いです。変更があった場合には、あらためてお知らせいたします。

市町村民税非課税世帯の方に対する助成については、居住地の市町村にお問
合わせ下さい。

なお、対象者は全県民（生後 6 カ月以上）となりますが、前回の流行状況から
判断すると、下記のグループが優先されるべきと思われます。

- 1．13 歳未満で新型インフルエンザ未罹患の小児（2 回接種）
- 2．喘息、慢性呼吸器疾患（COPD 等） 糖尿病、慢性透析、重度の肥満等の基
礎疾患を有する者
- 3．妊婦（特に妊娠 ・ 期）

また、新型インフルエンザワクチン（国産）を接種済みの方は、接種後約半年
以上過ぎていれば再接種を勧めます。

修正・追加

早期の新型インフルエンザワクチン の(再)接種をおすすめいたします。

昨年、新型インフルエンザ(A/H1N1)が、夏の暑い時期から流行し、福岡県においても多くの感染者を出しました。

感染を防ぐ手段として、ワクチンの接種は極めて有効です。

しかし、**ワクチンの有効率は、接種後わずか4ヶ月で半分に低下します。**

つまり、昨年接種を受けられた**ほとんどの方は、すでにワクチンの効果が無くなっている**可能性があります。

今年になり、昨年ワクチンを接種していた子どもたちの間でも、**集団感染が発生しています。**



接種料金	初めて接種の場合	再接種の場合	
		初めて接種された医療機関と <u>同一の医療機関</u> の場合	初めて接種された医療機関と <u>異なる医療機関</u> の場合
1回目	3,600 円	2,550 円	3,600 円
2回目 13歳未満の者等	1回目と <u>同一の医療機関</u> の場合		2,550 円
	1回目と <u>異なる医療機関</u> の場合		3,600 円
備 考	初めて接種された際に発行された「予防接種済証」をお持ちの場合は、ご提示をお願いいたします。		

上記は、平成22年9月30日までの取扱いです。変更があった場合には、あらためてお知らせいたします。

修正

市町村民税非課税世帯の方に対する助成については、居住地の市町村にお問合わせ下さい。

医療機関名 _____

福岡県医師会